

第 5 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会 議 名	第 5 回橋本市自治基本条例策定委員会	
日 時	平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分	
場 所	橋本市教育文化会館 3 階第 1 研修室	
出 席 者	委 員 (敬称略)	堀内 秀雄 乾 幸八 堀江 佳史 西川 一弘 前田 陽一郎 平家 利也 田村 亜美 遠藤 和美 山本 光子 戸島 浩子 森田 知世子 森川 嘉久 小林 俊治 隅田 秀浩 土田 淳子 柴田 香織 岸田 昌章 野村 昌子 大山 善久 【出席委員：19 名】
欠 席 者	委 員 (敬称略)	東 美樹 【欠席委員：1 名】
次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 小委員会からの報告 ・ H29.10.16 小委員会・専門部会合同開催結果 (2) 条例案の検討 (3) その他 ①第 2 回まちづくりタウンミーティング報告（学文路） ②（仮称）自治基本条例に関するアンケート結果 ③意見募集について ④シンポジウムの開催について 3. 閉会	
資 料	資料 1 中間素案 パブコメ案 資料 2 H29.10.16 小委員会案・専門部会案比較表 資料 3 H29.10.16 小委員会・専門部会合同開催 会議録 資料 4 専門部会員からの意見・感想まとめ 資料 5 庁内検討委員からの意見まとめ 資料 6-1 意見募集について 資料 6-2 シンポジウムの開催について 資料 7 （仮称）自治基本条例に関するアンケート結果 資料 8 第 2 回まちづくりタウンミーティング 学文路ワークシート 資料 9 第 2 回まちづくりタウンミーティング アンケート集計	

《次回策定委員会日程について》

●策定委員会 平成 29 年 12 月 18 日（月）午後 1 時 30 分～

1. 開会

(傍聴者 0 人)

2. 議事

(1) 小委員会からの報告（小委員会 委員長）（資料 1～5）

【1】報告について

- ①「中間素案」に対して 12 月下旬から意見募集するにあたり、条例文の形では固まった案に見えて意見をもらいづらくなってしまう可能性があるため、資料 1 のように箇条書き（要素・骨子）で第 5 回策定委員会へ報告・意見募集の形式を提案する。
- ②条例文の形で検討したものについては、資料 2 を参照。

【2】三役会議（委員長・副委員長・小委員会委員長）で検討した論点

- ①「最高規範性」は独立章で謳う。
- ②条例文の表現は、市民参画で作った提案ということで「です・ます調」とする。
- ③第 15 条の名称を、条例名称案と揃えて「育む条例」とする。

【3】本委員会で議論してほしいこと、残されている論点等

- ①前文と全体の整合性について
 - ②「自治基本条例」であるが、条文中には「自治」について触れられていない
 - ③「私たち」の語句の定義が必要ではないか
 - ④橋本市らしい「協働」の新しい意味や言葉を作ってはどうか
 - ⑤橋本市らしい条例の愛称を作ってはどうか
 - ⑥市民の定義をどう規定するか。住所を有するものが市民なのか、橋本市に関わるものも市民として取り扱うのか。
 - ⑦第 13 条 行政評価は、事務事業評価ではなく、もっと広い意味で使用しているが、それがきちんと伝わるような表現はないか。
- ※小委員会では、長期総合計画における事業くらいの事業スパンで、「よりよくなるための市民側からの建設的な意見」「アウトカム」といった評価を想定している。
- ⑧第 15 条 育む条例について、外部組織や委員会を設置することを具体的に盛り込んだ方がよいのではないか。

(2) 条例案の検討（資料 2 小委員会案を検討）

小委員会案各条文に対して、意見募集をするための策定委員会の中間素案として使用してよいか、意見等がないかを確認。不一致点は、ひとまず中間素案を仕上げるため

に三役預かりとし、次回策定委員会までに三役案を示すこととする。

《第1章 総則》

●第1条 目的

- ・第1条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

●第2条 定義

- ・「市民」の定義をどう規定するか。住所を有するものが市民なのか、橋本市に関わるものも市民として取り扱うのか。
- ・自治意識がわかりやすくなるので、「私たち」の定義を加えた方がよい。

●第3条 基本理念

- ・基本理念は規定する。
- ・「協働してまちづくりを進める」の部分について、「自治と協働のまちづくりを進める」としてもよいのでは。

●第4条 基本原則

- ・市民参画で作ったということを強調するために、「私たち市民」とした。
- ・「私たち市民」という主語を使うのであれば、「私たち」の定義だけではなく「私たち市民」の定義も必要なのではないか。
- ・以降の条文で、「私たち市民」という主語になっているが、市民、議会、行政の三者が並列であるという前提から考えると、「市民」という主語にした方がよいのでは。
- ・「私たち」という主語は、自治意識が現れておりよいのではないか。
- ・「私たち」と「私たち市民」としてしまうと、表現が重複してわかりづらくなる。

《第2章 市民》

●第5条 市民の役割

- ・「市民の権利」「市民の責務」を、「市民の役割」とまとめてしまってよいのか。
- ・第5条では、何を目的に行動するのか、その原理にもとづいて規定していく方がよいのでは。
- ・権利の濫用を防ぐ為に、「公序良俗」という表現が使われていると思う。
- ・「公序良俗」は、市民間のトラブルを回避するために使われる言葉。
- ・「公共の福祉」「公序良俗」というと、受け取り手によって意味合いが変わる、イメージするものが異なる可能性が高いと考えられる。そのため、みんなが思う行動原理や目的をみんなの言葉で書いた方がよいのではないか。
- ・市民の活動を歯止めしてしまうような表現はない方がよいのではないか。

《第3章 市議会》

●第6条 市議会の役割

- ・「市民の目線に立って」という表現を追加してもよいのでは。
- ・「住民」という語句が出てくるが、定義されていない。
- ・「住民の代表」でよいのか。「市民の代表」ではないのか。
⇒選挙権のことを考え、小委員会案では「住民」とした。
- ・「市民」の定義をどう規定するかによって、「住民」も「市民」と言い換えられるのでは。
- ・橋本市議会基本条例の水準は高いと感じているので、自治基本条例の中に議会基本条例を組み込んで、議会基本条例の精神で運営していくという点でよいと思う。

《第4章 市長等及び職員》

●第7条 市長等の役割

- ・地方自治法等により、自治基本条例に定めなくても運営できているものについては盛り込まないとして全体を構成した。
- ・第7条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

●第8条 職員の役割

- ・第8条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。
- ・「です・ます調」が生きており、能動的表現となっているところがよい。

《第5章 地域づくり》

●第9条 地域主体のまちづくり

- ・第2項「適切な施策を講じます」という表現でよいのか。「支援」の方がよいのでは。
- ・第7条第5項に、「市民の自発的・自主的な活動等を支援します」という表現があるので、その部分に対応させ、第9条第2項ではさらに「地域における活動」という限定的な要因があるため、「支援」という表現から噛み砕いて「施策を講じる」として
- いる。
- ・第9条第2項を見ると、「何をしてくれるのかな」という期待感が出る。

●第10条 地域運営組織

- ・住民がやる気になった時に、行政が支援できる仕組みづくりのため規定。
- ・地域運営組織について、具体的にどんな形を考えているのか。名張のような形？
- ・少子高齢化の中で、区そのものが活動しづらくなったときのことを想定しているのかなと思っているが、区での活動が盛んな今、今後機能できるかどうかというところも

視野に入れているのか。

- ・小委員会としては、既存の組織や一定のまとまりのある地域を集約、もしくは効率化して、生きた組織を作りたいと思っている。
 - ・第5項の具体的な内容を第6項にある「別に定める」ものの中で規定していくことになると思う。
 - ・今も、区の役員のなり手がいない等が課題となっており、今後も地区の構成等によってかなり差が出てくると思う。
 - ・第10条について、各地区ですぐ対応することは難しいので、中長期的に取り組んでいくことになると思う。そう想定すると、自治基本条例に規定しておくべきだと思う。
 - ・第10条で規定しているのは、「地縁型組織」(＝横系)。NPO活動や分野ごとの活動(＝縦系)については規定されていない。橋本市全体として関わる、特定の分野の活動でまちづくりを行う組織を作りたい場合は、第10条を根拠にはできない。
 - ・もし「縦系」についても規定するのであれば、第10条の中で「縦系」についても規定するのか、もしくは第11条として新しく「縦系」について規定するのか。
 - ・第10条は「地域運営組織」に関する条文なので、規定するのであれば別の条でシンプルに書いた方が分かりやすいのでは。
 - ・「住民がやる気になったとき」組織が作れるようにと言っていたが、第6項の「別に定める」ものは、「やる気になったときに別に定める」のか、「先に別に定めておいてやる気になったときに組織を作ることができる」のか、どちらか。
- ⇒「先に別に定めておいてやる気になったときに組織を作ることができる」ことを想定している。
- ・他市では、「コミュニティ計画」等を別に定め、きちんと行政の中で位置づけているところもある。
 - ・全市的に行っている組織(縦系)も入る余地を与えてもらえれば、もっと幅が広がると思う。
 - ・地域運営組織同士でどう情報共有するか、連絡協議会のようなものも必要になるのではないか。
 - ・「縦系」というのは、地域運営組織とは別のもののことなのか。
 - ・「当該地域の市民」と規定すると、縦系の組織のことを考えると一致しない。
 - ・地域運営組織の中でも、分野ごとに各地区で横同士の連携していけるようにするべきでは。
 - ・各地区で住んでいる人の意見がきちんと反映されるような組織になるべき。住民の意思が反映されづらくなるのではないかという不安がある。区や自治会と尊重した組織になってほしい。

《第6章 市政運営》

●第 11 条 総合計画

- ・現在、総合計画策定の根拠がないので、自治基本条例の中に入れておくべき。
- ・「地域別計画を策定し」という文言は入れないのか。
- ・第 11 条は、大筋として小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

●第 12 条 財政運営

- ・財政運営の根拠、予算の編成や執行についての情報公開の根拠を第 12 条で規定。
- ・第 12 条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

●第 13 条 行政評価

- ・小委員会としては、事務事業評価のような単年度のものではなく、長期総合計画に意見を反映させるような、政策や施策レベルのものの評価に市民参画したいという趣旨である。
- ・小委員会は、総合計画に市民の意見を反映させるためのものとして考えている。
- ・行財政すべての評価を、自治基本条例を根拠に実施するのは適切ではないのではないか。自治基本条例の中では、市民、議会、行政が市民参画で協働してまちを元気にしていくということがきちんと行われているのかどうかの評価だけでよいのではないか。
- ・自治基本条例の進捗管理は行う必要があると思うので、その進捗管理に関しては第 15 条として規定してはどうかと考えている。

《第 7 章 最高規範性》

●第 14 条 最高規範性

- ・立法全体としてではなく、「橋本市のまちづくりの推進における」としており、限定的な書き方をしているので問題はないのでは。
- ・「最高規範」に替わる表現はないのか。最大限尊重する、基本規範性、ルール、規則、市訓（家訓のように）等が考えられる。
- ・「基本規範性」という言葉はあるのか。
- ・「こういうまちを作りましょう」という理念条例の方がよいのではないかと思うので、この条例の趣旨を生かして、この条例の精神で、施策をやってほしいという趣旨になるとよい。
- ・この条例の趣旨に反する条例ができるのでは意味がないので、最大限尊重してほしい。
- ・この条例の精神で、市民参画や協働でまちづくりを進めてほしいということは規定しておいた方がよいと思う。
- ・「基本規範性とし、この条例の精神を最大限尊重する」という書き方をしてはどうか。
- ・「規範」という言葉を使うと硬くなってしまうので、「規範」に替わる表現を探しては

どうか。

《第8章 条例の検証及び見直し》

●第15条 育てる条例⇒「育む条例」

- ・第15条のタイトルを、自治基本条例に愛称をつけて、その愛称と同じものにするとういのではないかな。
- ・育む委員会の設置規定が必要ではないかな。
- ・「条例の内容が実際の状況に合っているか検証をする」と読み取れるので、「まちづくりの手法ややり方がこの条例に合致しているか」が第一に検証する内容だと思う。まずまちづくりの手法ややり方を検証して、その結果実態にそぐわずどうしても条例の改正が必要であると判断した場合、条例を検証するというように、段階を分けた書き方にした方がよいのでは。
- ・「三つの愛を育むまち条例」という条例の名前を考えてきた。三つの愛とは、共育コミュニティの「育ち合う」(＝育ち愛)、橋本市生活支援協議体の愛称「たすけ愛」、小委員会でも案として以前から出ている「まじりあい」(＝まじり愛)のことを指す。この三つの愛を育てていけば、様々な想いを網羅できるのではないかと考えた。
- ・「三つの愛を育むまち条例」とするならば、他の関係機関にきちんと話をし、許可を取ってから進めた方がよい。
- ・条例が育つだけでなく、市民も育て、それぞれ地域づくりに参加していくということが必要。

《前文》

- ・前文は、骨子として中間素案で示すこととする。

(3) その他

①第2回まちづくりタウンミーティング報告(学文路)(資料8,9)

②(仮称)自治基本条例に関するアンケート結果(資料7)

- ・次回策定委員会で条例の中間素案を検討する際にも、参考にしていただきたい。

③意見募集について(資料6-1)

- ・中間素案に対し、策定委員会でパブリックコメントをとるが、「パブリックコメント」とすると硬く感じられ、たくさんの意見をもらえなくなってしまうのではないかと考え、「意見募集」という表現とした。
- ・意見募集の期間は平成29年12月25日～平成30年1月31日を予定。
- ・閲覧場所は橋本市役所政策企画室、各地区公民館、文化センター、図書館を予定。
- ・意見の提出方法は任意様式に住所、氏名を記入し、策定委員会事務局(政策企画室)

へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法。

- ・結果については市ホームページ等で公表予定。

《③意見募集に対する意見、質疑》

- ・200字、400字と字数を決めて、原稿用紙のような様式とした方がよいのでは。少ない字数でもいいので、たくさん意見をくださいと書く。
- ・高等学校でも協力してもらえるようにしては。
- ・FMはしもとでアナウンスしてはどうか。
- ・資料1 中間素案 パブコメ案の様式を使用し、空白箇所があってもよいと明記して、「考え方」欄の下に意見を書いてもらうようにしてもいいのではないか。

④シンポジウムの開催について（資料6-2）

- ・市の取り組みや中間素案について、広く市民の皆さんに知っていただき、関心を持っていただくこと、意見募集期間に開催してたくさんの意見をもらうこと、シンポジウムで得た意見も今後の参考とすることを目的とする。
- ・日程：平成30年1月13日（土）13時30分～を予定
- ・場所：教育文化会館4階第6展示室
- ・内容：①市の協働のまちづくりに向けた取組みについて
②（仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）について
③グループディスカッション など
- ・対象：市内在住、在勤、在学の満16歳以上の人
- ・申込方法：政策企画室へ電話、FAX、Eメール（氏名・住所・年齢・連絡先）
※託児、手話通訳が必要であれば1月5日まで
- ・当日役割
全体司会：田村委員
開会あいさつ：堀内委員長
市の協働のまちづくりに向けた取組みについて：事務局
（仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）について：堀江副委員長
コメンテーター：堀内委員長、堀江副委員長、森田委員、戸島委員
各グループファシリテーター：橋本市自治基本条例策定委員
サポート：庁内検討委員会専門部会員
閉会あいさつ：乾副委員長

《今後の予定》

平成29年12月18日（月）13：30～ 第6回橋本市自治基本条例策定委員会
平成29年12月25日（月）～平成30年1月31日（水） 意見募集
平成30年1月13日（土）13：30～ シンポジウム

【会議録署名欄】

委員長

堀内秀雄.

【会議録署名欄】

委員

山本 光子

【会議録署名欄】

委員 野村昌子
